

受注者の皆様へ

行田市総務部  
契約検査課

## 建設工事等における入札金額見積内訳書の取扱いについて

本市では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、ダンピング受注の防止、見積能力のない入札参加者の排除、不正行為の排除等を目的とし、入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めています。

また、「失格基準価格」、「調査基準価格」及び「最低制限価格」を算出するにあたり、入札実績（積算内訳）を基に分析・検討し、必要な時期に行う見直しに活用することとしています。

内訳書の提出については下記のとおり取り扱うこととしますので、内容を確認のうえ、作成及び添付にあたっては十分に注意してください。

### 記

#### 1 対象案件

競争入札にて執行する、建設工事及び建設工事に伴う設計・調査・測量業務委託（以下「工事等」という。）

#### 2 対象案件である旨の通知

一般競争入札においては入札公告により内訳書の提出を指示し、指名競争入札においては指名通知書により提出を指示する。

#### 3 内容及び書式

##### 内容

工事等名、工事等場所、業者名及び代表者名と、入札案件ごとに下記の該当する項目、単位、金額、構成比、工事価格（業務価格）を記載する。

##### 建設工事

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費

##### 工事に伴う設計・調査・測量業務委託

##### ・土木系コンサルタント

直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費

##### ・建築系コンサルタント

直接人件費、技術経費、諸経費、特別業務

書式

- ・市が指定する様式
- ・入札参加者の独自様式

#### 4 不備な内訳書の取扱いについて

内訳書が未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項が欠けている場合は、当該入札を原則として無効とする。

< 未提出又は未提出と同等と認められる場合の例 >

- 内訳書の全部が提出されていない場合
- 内訳書の一部が提出されていない場合
- 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- 他の工事等の内訳書が提出された場合
- 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- 当該工事等に対応する内訳書が特定できない場合

< 記載すべき事項が欠けている場合の例 >

- 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- 工事等名、工事等場所、業者名又は代表者名の記載がない場合

記載事項に誤りがある場合は、当該入札を原則として無効とする。

ただし、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。

< 記載事項に誤りがある場合の例 >

- 工事等名、工事等場所、業者名又は代表者名に誤りがある場合
- 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- 内訳書の計算が間違っている場合

内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑いが認められる場合は、入札を保留し、「行田市談合情報等対応要領」に基づき処理するものとする。

< 談合の疑いが認められる場合の例 >

- 他の業者の内訳書が添付されている場合
- 他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- その他談合が推測される記載等がある場合

## 5 提出後の内訳書の取扱い

内訳書の再提出は認めない。ただし、内訳書が電子データにより作成されたものであって、ファイル破損等の理由により内容が確認できない場合で、入札参加者の責めに帰すことが明白な場合以外は、市はあらためて内訳書の提出を求めることができることとする。

開札前に入札参加者等から、提出された内訳書が有効であるか等の問合せがあった場合には、これに応じない。

### 附 則

この取扱いは、平成28年10月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う対象案件から適用する。